

一般社団法人 京都府山岳連盟 定款

令和2年6月23日 設立

令和2年7月12日 改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都府山岳連盟（略称 京都岳連）と称し、英文では、Kyoto Alpine League（略称KAL）とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は京都府内に置く。

(組 織)

第3条 この法人は、京都府の区域内及び京都府を中心とする地域にある登山団体及び個人で一般社団法人京都府山岳連盟定款第4条の目的に賛同するものをもって組織する。

(目 的)

第4条 この法人は、登山及び山岳スポーツの普及と健全な発展に資するため、奉仕の精神を基調として山岳団体及び一般山岳愛好者に対する指導・援助及び諸事業を行い、あわせて自然愛護の精神を高めることを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の向上発展に資する共同作業
- (2) 山岳愛好者に対する指導及び援助
- (3) 山岳遭難の予防と対策及び登山救難組織の編成
- (4) 登山に関する研究、資料の蒐集及び調査
- (5) 山岳の自然保護活動の推進
- (6) 競技登山、国民体育大会及びスポーツクライミングに関する事項
- (7) 京都一周トレイルに関する事項
- (8) 報告書その他出版物の出版
- (9) その他目的達成に必要な事項

(公告方法)

第6条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第7条 この法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(法人の構成)

第8条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した登山及び山岳スポーツ団体
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人会員
- (3) 賛助会員 当法人を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に対し功労があった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された個人又は団体

2 前項の正会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得)

第9条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

- 2 個人会員の入会については、別に定める。
- 3 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる。

(会費等)

第10条 会員(名誉会員を除く)は、入会金及び会費として総会において定める額を支払う義務を負う。

- 2 既払いの入会金及び会費は、これを返還しない。

(退 会)

第11条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会において定款第21条第2項により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1) 会費納入が継続して2年以上なされなかったとき。
- (2) 所属する団体の代表でなくなったとき
- (3) 当該会員が死亡、又は所属団体が解散したとき。

2 前項の(1)の場合においては、理事会は文書をもって1回以上の勧告を行わなければならない。

3 会員が第11条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない

- 4 会員が第1項及び前条の規定により資格を喪失しても、すでに納入した金品その他の拠出金は、返還しない。

第3章 総会

(種類)

第14条 当法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員の代表をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 法人の解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるものの他、一般法人に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定期総会を毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 監事全員から会議の目的たる事項を示して総会の開催を請求することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故等による支障があるときは、その総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、次のとおりとする。

- 2 山岳愛好者を会員とする団体

会員数60名以下1個 会員数61名以上100名以下2個 会員数101名以上200名以下3個 会員

数201名以上4個

3 その他の団体1個

(決議)

第21条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 法人の解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事候補者数の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することができる。

4 決議すべき事項について、特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について議決することはできない。

5 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書類または代理人を持って議決権を行使することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の種類)

第23条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を事務局長とする。

3 会長以外の理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、この法人の業務を分担・執行する。
- 4 専務理事は会長、副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 業務執行理事は専務理事を補佐し、この法人の業務を分担・執行する。
- 6 事務局長は、この法人の事務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、第18条第3項の規定による権限を行使できる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、この定款で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総議決権数の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事・監事等は、無報酬とする。ただし、費用弁償として別に定める基準に従って支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行監督
- (4) 会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局長の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定める順序で他の理事が当たる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を

報告し、第3号及び第4号までの書類については総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表及び附属明細書
- (4) 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

第7章 定款の変更及び法人の解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、一般法人法第148条第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 この法人は、その事業推進のため必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員長は、会長が理事の中から選任し、理事会の承認を得る。
- 3 委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が選任する。
- 4 委員長は委員会を組織し、委員会に必要な職務を行う。
- 5 委員会の名称、業務内容その他運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長が統括し、所定の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免し、理事会の承認を得る。
- 4 事務局の組織運営等、必要な事項は理事会の決議による。

補則 第10章

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議による。

(内規の制定)

第45条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第46条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第47条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時役員 湯浅誠二 坂元滋幸 木澤正人 加藤宗利

設立時代表理事 湯浅誠二

設立時監事 四方宗和 廣澤誠吉

(設立時役員の氏名又は名称、住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりである。※1

住所 *****

設立時社員 湯浅誠二

住所 *****

設立時社員 坂元滋幸

住所 *****

設立時社員 木澤正人

住所 *****

設立時社員 加藤宗利

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人京都府山岳連盟を設立するため、設立時社員が、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

※1 個人情報保護の観点から、web上に置いては、個人住所の掲載を伏せさせていただきます。